

鹿児島県ため池監視システム設置工事 観測機器等企画提案に係る質問回答書

番号	大項目	中項目	質問内容	回答
1	実施要領 特別仕様書	対象箇所の確認	対象は1場所（水位計×1・カメラ×1）となりますでしょうか？（星原池（鹿児島県霧島市隼人町小浜4360 番）システム概要に「ため池A～C」の記載があるため3場所になるのか確認させてください。	現時点では、整備対象は星原池1箇所を想定していますが、今回提案いただく設置工事費の金額によっては、複数箇所を整備する可能性もあります。 なお、特別仕様書「3.1 システム概要」に記載したシステム構成図はイメージであり、箇所数を示すものではありません。
2	実施要領 特別仕様書	カメラの仕様	画像仕様のカメラは検討対象になりますでしょうか？ ※運用方法が、常時監視でないのであれば、施工性やコストメリットから画像仕様でもよいかと考えます。システム構成案の1つとして検討が可能か確認させていただきたく。	本県が整備する「ため池監視システム」においては、遠隔で豪雨時及び地震発生時のため池の状況を、1台のカメラを使用して把握することを想定しており、当該運用を踏まえ、カメラの向きの変更やズーム等が可能となるよう観測装置等の仕様を定めております。 現在お示ししている仕様と異なるものをご提案いただくことは妨げませんが、上記の運用と照らして、ご提案いただいた内容について審査することとしておりますので、予めご留意の上、ご提案をお願いします。
3	特別仕様書	1.3 施工場所 3.1 システム構成概要図	施工場所 星原池（鹿児島県霧島市隼人町小浜4360 番）における観測装置および電源装置等の設置数について 特別仕様書 3.1項の 図、システム構成図では ため池A、B、Cの記載があるため 施工場所への設置数は1、システム構成図 ため池A、B、Cはイメージと捉えてよろしいか伺います。	現時点では、整備対象は星原池1箇所を想定していますが、今回提案いただく設置工事費の金額によっては、複数箇所を整備する可能性もあります。 なお、特別仕様書「3.1 システム概要」に記載したシステム構成図はイメージであり、箇所数を示すものではありません。
4	特別仕様書	1.3 施工場所	施工場所 星原池（鹿児島県霧島市隼人町小浜4360 番）において、工事用車両の乗り入れは可能か伺います。	隣接する市道までは、乗り入れが可能です。
5	実施要領	2-(4) 予定工期	予定工期として令和7年12月26日～令和8年3月31日と記載されていますが、年度繰り越しの工期延長は可能でしょうか。	県議会並びに国の繰越における承認の上、年度を繰り越した工期の設定は可能です。 なお、工期の延長等については、受注者と改めて協議の上決定する予定です。
6	実施要領	3 参加資格要件	当社の場合、製造メーカーの為、電気通信工事の資格はないが問題はないか。以下の要件にある実績はあります。 （5）地方公共団体ため池監視システムを導入した実績がある者であること。	今回の企画提案には、電気通信工事の資格は不要です。 なお、「様式第5号 実績調書」の概要の欄に、どのような立場（受注者、納入メーカー等）で実績があるか記載をお願いします。
7	特別仕様書	4.2.1 カメラ仕様	動画については、2～3秒間隔で撮影された静止画を再生する方式となるが問題はないか。	本県が整備する「ため池監視システム」においては、遠隔で豪雨時及び地震発生時のため池の状況を、1台のカメラを使用して把握することを想定しており、当該運用を踏まえ、カメラの向きの変更やズーム等が可能となるよう観測装置等の仕様を定めております。 現在お示ししている仕様と異なるものをご提案いただくことは妨げませんが、上記の運用と照らして、ご提案いただいた内容について審査することとしておりますので、予めご留意の上、ご提案をお願いします。
8	特別仕様書	4.2.3 観測装置	1分間隔での計測は可能であるが、データ送信はできなくても良いか。	本県が整備する「ため池監視システム」においては、遠隔で豪雨時及び地震発生時のため池の状況を、1台のカメラを使用して把握することを想定しており、当該運用を踏まえ、カメラの向きの変更やズーム等が可能となるよう観測装置等の仕様を定めております。 現在お示ししている仕様と異なるものをご提案いただくことは妨げませんが、上記の運用と照らして、ご提案いただいた内容について審査することとしておりますので、予めご留意の上、ご提案をお願いします。
9	特別仕様書	4.2.3 観測装置	水位センサー異常について、どのようなケースの異常を想定しているのか。	データの欠損や異常値の検出※を想定しています。 ※設定した値を超えたデータを計測した時等を想定
10	特別仕様書	4.2.4 電源装置	バッテリーが満充電の状態から2日間無日照稼働ができなくても商用電源による駆動として、停電及び電源瞬断時に自動で観測装置が復旧することができればよいのか。	本県が整備する「ため池監視システム」は、ソーラー発電による駆動を原則として、電源装置等の仕様を定めております。 現在お示ししている仕様と異なるものをご提案いただくことは妨げませんが、上記の運用と照らして、ご提案いただいた内容について審査することとしておりますので、予めご留意の上、ご提案をお願いします。